

履修及び進級等に関する規程施行細則（保健看護学部保健看護学科）

（目 的）

第 1 条 この細則は、関西医療大学履修及び進級等に関する規程に基づき、保健看護学部保健看護学科（以下「本学科」という。）における授業科目の履修、試験及び進級に関して、必要な事項を定める。

（履 修）

- 第 2 条 本学科で 1 年間に履修登録できる単位数の上限を 45 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める成績基準を上回る学生に限り、年間に履修登録できる単位数を 49 単位まで可能とする。ただし、1 年次については 45 単位を上限とする。
 - 3 3 年次後期の臨地実習科目を履修するには、3 年次前期終了時において、当該年次までに配当された全ての専門教育科目の必修科目を履修していなければならない。
 - 4 臨地実習において、履修及び進級等に関する規程第 7 条第 3 項第 2 号の場合、もしくは D 評価である者は再履修しなければならない。

（追 実 習）

第 3 条 本学科において、公欠又は感染症等で臨地実習を欠席し、所定の欠席届を教務課に提出した者については、学科会議の議を得て追実習を認めることがある。

（再 試 験）

第 4 条 履修及び進級等に関する規程第 10 条第 1 項に定める成績が D 評価である者に対して、再試験を行うことがあるが、臨地実習科目については再試験を行わない。

（特例再試験）

第 5 条 本学科では、履修及び進級等に関する規程第 12 条の定めにより、卒業見込みの者で単位未取得科目が 1 科目の場合に特例再試験を行うことがあるが、当該科目が臨地実習科目の場合は、臨地実習を再度行う。

（進 級）

- 第 6 条 本学科では、履修及び進級等に関する規程第 14 条の定めのとおり、当該年次に配当された必修科目の単位を全て取得した時は、次年次への進級を認める。
- 2 当該年次までに配当された全ての必修科目のうち、未取得単位が 4 単位以下のときには、次年次への仮進級を認める。
 - 3 当該年次までに配当された全ての必修科目のうち、未取得単位が 5 単位以上の場合には、原級に留まるが、別に定める functional Grade Point Average の要件を満たせば、次年次への仮進級を認める。
 - 4 第 3 条に定める追実習の対象となった臨地実習科目において、実習施設の関係等から年度内に追実習が実施できなかった場合は、当該科目の単位取得は保留とし、当年度の未取得単位には含めない。

（改 廃）

第 7 条 この細則の改廃は、学科会議の議を経て学長が行う。

附 則

1. この細則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。